令和6年度　匝瑳市放課後児童クラブ運営規程

1.　放課後児童クラブの目的

放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後及び長期休業、その他学校休業日、土曜日等において、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。

2.　実施主体主管課　匝瑳市教育委員会　学校教育課　指導班（電話　73-0094）

3.　児童クラブの入所について

（1）　入所資格

市内の小学校へ通学している児童で、次のいずれかに該当する場合

①保護者が就労している家庭で、下校しても保護者又は保護者に代わる者がいない児童

②保護者等が疾病のため、保護を受けられない児童

③その他、匝瑳市教育委員会が必要と認める児童

（2）　入所許可の制限・取り消し

①児童に感染性疾患があると疑われるとき

②児童が身体虚弱又は精神障害のため保育に耐えられないと認められるとき

③児童が上記の入所資格を失ったとき

④保護者等が匝瑳市放課後児童クラブ条例及び条例施行規則に違反したとき

⑤保護者等が受託料を滞納したとき

⑥その他、児童健全育成事業の管理運営上不適当と認められるとき

4.　開設時間

開設日	延長時間（朝）	開設通常時間	延長時間（夕）
平日 学校の授業日		下校時から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後7時15分まで
1日開所 土曜日及び学校の休業日等	午前7時45分から 午前8時15分まで	午前8時15分から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後6時45分まで
土・日・祝祭日の学校行事（運動会、保護者参観日、よかっぺ祭り等）開催日		下校時から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後6時45分まで

※　ただし、土曜日の恒常的な開所は、八日市場児童クラブのみです。

5.　休所日

（1）日曜日

（2）祝祭日

（3）年末年始（1月2日・3日及び12月29日から31日までの日）

（4）その他災害などによる臨時休所
※　日・祝祭日であっても学校行事がある場合は開所します。
（詳しくは児童クラブ毎にお知らせします。）

6.　台風等荒天時の児童クラブの対応について

台風等荒天時（暴風・大雨警報がでた場合）の対応については次のとおりです。

（1）　児童クラブ開所時間前の対応について（学校の対応に合わせます。）

①学校が始業時から休校している場合、及び学校が途中で早帰りとなった場合は、児童クラブも休所となります。

※学校が登下校するのが危険と判断しているため、保護者の送迎があっても危険な状態に変わりないので児童の安全を優先します。

②学校へ途中から登校となった場合、児童クラブは通常どおり開所します。

（2）　通常開所（下校して既に児童クラブにいる場合）の対応について

①暴風・大雨警報が発令された時点で休所を検討します。

※休所が決定した場合、保護者に連絡し、台風等の通過時間を避けて早めに迎えに来ていただきます。

（3）　一日指導日（夏休み等、朝から一日開所している場合）の対応について

①朝6時の時点で、暴風・大雨警報が発令されていたら休所を検討します。

②朝6時以降及び開所中に、暴風・大雨警報が発令された時点で休所を検討します。

※台風の進路状況で、暴風・大雨が懸念される場合は、前日に休所を検討します。

※開所中に休所が決定した場合、保護者に連絡し、台風等の通過時間を避けて早めに迎えに来ていただきます。

7.　受託料（1人当たりの月額）

<table>
<tr><th rowspan="2">利　用　区　分</th><th colspan="2">11日以上利用</th><th colspan="2">10日以下利用</th></tr>
<tr><th>通常金額</th><th>通常及び
延長金額</th><th>通常金額</th><th>通常及び
延長金額</th></tr>
<tr><td>月曜日から金曜日まで</td><td>5，000円</td><td>6，000円</td><td rowspan="2">3，000円</td><td rowspan="2">4，000円</td></tr>
<tr><td>月曜日から土曜日まで</td><td>7，000円</td><td>8，000円</td></tr>
<tr><td>8月（月曜日から金曜日まで）</td><td>10，000円</td><td>11，000円</td><td rowspan="2">6，000円</td><td rowspan="2">7，000円</td></tr>
<tr><td>8月（月曜日から土曜日まで）</td><td>12，000円</td><td>13，000円</td></tr>
<tr><td>土曜日のみ</td><td colspan="4">3，000円</td></tr>
</table>

※　おやつ代は保護者会で別途集金をさせていただきます。

※土・日・祝祭日の学校行事（運動会、保護者参観日、よかっぺ祭り等）による開所は、土曜日であっても、上記の土曜日利用には該当しません。

注意：新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に感染し、児童クラブを欠席した場合の日割計算は行いませんので、御理解ください。

8.　受託料の免除

生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する児童に係る受託料を免除します。

9.　受託料の納入について

（1）受託料は、利用した翌月の月末（※12月は26日）に利用実績に基づき口座振替させていただきます。

（2）口座振替ができない場合は、納入通知書により現金納入となります。納入場所は、①市内金融機関　②市役所会計課　へ納入してください。

※納入できる市内金融機関は、「千葉銀行」、「千葉興業銀行」、「京葉銀行」、「銚子信用金庫」、「ちばみどり農協」、「銚子商工信用組合」です。

※引落日に口座残高が不足することがないよう必ず確認をお願いします。

放課後児童クラブの運営は、保護者の皆様からの受託料で賄われています。保護者の皆様には、受託料の重要性を御理解いただき、必ず受託料を納めてくださるようお願いします。

※入所許可の制限・取り消しの「保護者等が受託料を滞納したとき」とは、受託料を納付期限の日から2月滞納したときとしますのでご注意ください。

2月滞納した場合は、放課後児童健全育成事業加入取消通知書により退所していただきます。

10.　児童クラブ一覧

名　称	設　置　場　所	電　話	定　員
八日市場児童クラブ	匝瑳市八日市場イ 2311（八日市場小敷地内）	79-0181	50 人
豊栄第一児童クラブ	匝瑳市飯倉 1847　（豊栄小学校内）	73-6155	40 人
豊栄第二児童クラブ	匝瑳市飯倉 1847　（豊栄小学校内）	73-6155	40 人
須賀児童クラブ	匝瑳市高 1956　（須賀小学校敷地内）	79-0543	40 人
共興児童クラブ	匝瑳市東小笹 1179-2　（共興コミセン内）	72-5021	40 人
平和児童クラブ	匝瑳市平木 1819　（平和小学校内）	79-0557	40 人
椿海第一児童クラブ	匝瑳市椿 969-1　（椿海コミセン内）	73-5941	35 人
椿海第二児童クラブ	匝瑳市椿 973　（椿海小学校内）	73-6727	50 人
野田児童クラブ	匝瑳市野手 13034　（野田小学校内）	67-5654	40 人
栄第一児童クラブ	匝瑳市栢田 823　（栄小学校敷地内）	67-1021	40 人
栄第二児童クラブ	匝瑳市栢田 823　（栄小学校敷地内）	67-1021	45 人

11. 職員の職種、員数及び職務の内容

（1）職種　放課後児童支援員及び補助員

（2）員数　各クラブの在籍児童に応じて2名以上配置

（3）職務の内容　児童の安全確保及び保護育成

12. 一日の過ごし方について

児童クラブの一日は、児童支援員が、子どもたちが学校から児童クラブへ帰ってくるまで、その日の過ごし方のための準備をしながら待つことから始まります。

子どもたちの元気な「ただいま！」の声、そして優しい「おかえり！」の声。
児童クラブはこうして子どもたちの声でにぎやかになっていきます。
児童支援員の献身的で熱心な指導で、子どもたちはその日その日違った児童クラブを体験して成長していきます。

一日の流れ（例） ※児童クラブにより内容は多少異なります。

① 平日指導	② 1日指導（土曜日、夏休み等）
13:30 開所	8:15 開所
～ 児童随時受け入れ	～ 児童随時受け入れ
～ 宿題、自主学習	9:00 宿題、自主学習
～ 自由あそび	10:00 自由あそび
16:00 おやつ・掃除	12:00 昼食・休憩
16:40 自由あそび	13:30 自由あそび
18:15 閉所	16:00 おやつ・掃除
	16:30 自由あそび
	18:15 閉所

〇学習時間について
児童クラブでは、宿題をする学習時間をもうけていますが、必ず自宅で確認してください。

13. 児童クラブに持ってくるもの

（1） 置いておくもの
①着替え（上着・ズボン・スカート・下着）
②汚れ物を入れるビニール袋
③防災ずきん
④上履き
⑤ボックスティッシュ1箱
⑥ぞうきん2枚
⑦コップ
※児童クラブにより異なりますので入所時に確認してください。

（2） 毎日持ってくるもの
①連絡帳（※児童クラブで配付します。）
②ハンカチ、ティッシュ、マスク

（3） 1日指導のとき持ってくるもの
①勉強道具
②弁当、水筒
③歯みがきセット

＊ 持ち物には全て名前を記入してください。
＊ 名札をつけてください。（学校でつけているもので結構です。）
＊ 携帯ゲーム機等は持ち込み禁止です。

14. 事故（緊急時）等の対応

児童の安全と健康管理には、細心の注意を払い保育を行いますが、万一クラブの運営時間内に怪我・急病等の緊急事態が生じた場合には、児童支援員が対応するとともに、保護者の皆様に連絡し、お迎えをお願いする場合があります。その場合、申請時に記入していただいた緊急連絡先へ連絡させていただきます。

15. その他、留意事項

（1）児童クラブ終了時に必ず保護者の方の迎えをお願いします。
また土曜日、夏休み等1日指導日は必ず送迎をお願いします。
※夏休み期間等、朝から児童クラブを利用する場合は、開所前に児童だけで待つことは大変危険ですので開所時刻以降に登所してください。
※開所時刻前の事故等には、児童支援員が対応できません。

（2）都合により**保護者以外の方がお迎えに来る場合は、事前に必ず児童支援員に御連絡ください。**その場合、保護者と確認がとれない限り、児童の安全確保のためお引き渡しは行いませんので御了解ください。

（3）学校給食のない日には、必ずお弁当と水筒を持たせて下さい。

（4）**児童クラブを休む場合には、必ず児童支援員に連絡して下さい。**

（5）児童クラブを退所する時は、早めに退所届を提出して下さい。

（6）新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行に伴い、感染した児童はもちろん、学校が途中で早帰りになった場合や、**学級・学年閉鎖になった場合、感染症の拡大を防ぐため、学級・学年閉鎖のクラスの児童は児童クラブの利用ができませんので御理解ください。**
なお、翌日から学級（学年）閉鎖や臨時休業になった場合は、通常課程終了後に下校する場合であっても、感染症拡大防止のため児童クラブの利用はできません。
また、夏休み等の長期休業中も、感染症にかかったときは児童クラブの利用は控えてください。症状が回復し登所する際には、特に長期休業中については、「登所許可書」をご提出いただいてからの登所となります。クラブの登所許可については、学校の登校許可の取り扱いに準じます。※「登所許可書」は各児童クラブで受け取ってください。

（7）入所申込書記載事項（住所・保護者勤務先等）に変更があった場合は、児童支援員に伝え、**放課後児童健全育成事業児童異動届**を提出してください。

（8）**児童クラブを引き続き2月以上利用実績がないときは、保護者に確認のうえ、退所していただくこともありますのでご了解ください。**

(9)児童の安全確保のため、次のことに留意しています。
児童クラブに関わる職員は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（虐待等の禁止）

また、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを児童相談所若しくは市福祉事務所等に通告しなければならない。（児童福祉法第33条の12）

※虐待を受けたと思われる児童を確認した場合は、状況を確認するため、児童の写真を撮ることもあります。